

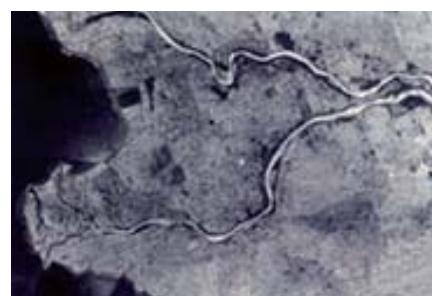
野洲川改修記念公園

北と南に分流する暴れ川を新しい流れにした大改修事業を記念して誕生

野洲川は、現在の河道をつくる以前は、野洲町竹生あたりから南流と北流の2つに分かれていきました。南流・北流両方の川幅を合わせても上流より狭く、曲がりくねり、河床の高い天井川でした。そのため、大雨で水が増えると流れてきた水が直接堤防にあたり、どうしても切れやすい状態でした。野洲川の南流と北流がほぼ固定したのは14世紀のことですが、それ以来記録に残るような大水害が約10年に1回の割合で発生し、沿川の人々を苦しめました。

洪水のたびに苦しんできた野洲川下流域の人々は、長い間をかけて堤防を丈夫なものにし

てきましたが、どんなに堤防を手直ししても南北の川の河床は高くなるばかりで、ひとたび洪水がおきると災害が増々大きくなる恐れがありました。そこで昭和33年、国の大好きな事業として野洲川改修を行うことになりました。その方法は、南北に分かれるあたりからほぼ直線に幅約330mの新しい河川を建設するというものの。新しい野洲川の建設には着工から完成まで8年をかけ、54年6月2日ついに通水しました。この完成を記念して63年に整備されたのが、野洲川改修記念公園です。



昭和35年



現在



野洲川改修事業完成記念碑

施設の名称	野洲川改修記念公園
河川の名称	淀川水系野洲川
場所	守山市笠原町地先（左岸3.8km付近）
おもな施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申請者	守山市
専有面積	23,097.01m ²

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース

第41号 2014年2月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904 FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozon/>E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聞いて判断するため設置されたものです。

第41回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

平成26年1月14日（火）に「第41回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」を開催しました。

前回の委員会に引き続き、意見書（案）について審議しました。要望事項等についての活発な議論を経て仮確定した意見書（原案）は、再度委員からの意見を集約して委員長と副委員長の同意を得た上で決定しました。

委員会は2月5日、「占用許可申請に対する意見書」を河川管理者である琵琶湖河川事務所長に提出しました。



■ 開催日時：平成26年1月14日（火）9時30分～12時20分

■ 場 所：栗東市ウイングプラザ 4F研修室

■ 参 加 者：委員8名、河川管理者3名、傍聴者1名、事務局3名

議事次第

1.開会

2.議事

1) 第40回 委員会活動の整理事項<資料-1, 2>

2) 野洲川改修記念公園の審査表の審議<資料-3>

3) 野洲川改修記念公園の意見書（案）の審議
<資料-4>

4) その他

3.その他

4.一般傍聴者からの意見聴取

5.委員会の今後のスケジュールについて

<参考資料-3>

6.閉会

配布資料

・議事次第

・資料-1 第40回河川保全利用委員会 議事骨子整理表

・資料-2 第40回河川保全利用委員会 審議事項の整理表

・資料-3 審査表（仮確定版）<野洲川改修記念公園>

・資料-4 意見書（原案）

・資料-5 意見書（案）

・申請説明書

・参考資料-1 意見書（素案）に関する意見

・参考資料-2 申請説明書等に関する確認事項

・参考資料-3 今後のスケジュールについて

第五期河川保全利用委員会委員

市木敦之（副委員長）

竹林洋史

中井克樹

三田村緒佐武（委員長）

村上修一

七里啓史

桐生のぞみ

松村順子

立命館大学 理工学部 教授

京都大学防災研究所 准教授

琵琶湖博物館 専門学芸員

滋賀大学 教育学部 教授

滋賀県立大学 環境科学部 教授

滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・河港室 室長補佐

一般公募

一般公募

平成26年2月5日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成25年9月4日付け国近整琵占調第23号にて意見照会のありました以下の占用許可施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設の名称	野洲川改修記念公園
場所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8 km付近)
主な施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申請者	守山市
占用面積	23,097.01m ²

記

1. 委員会としての判断・要望

占用許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帶上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前回意見書(平成21年3月31日付け)の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

①前回意見書(平成21年3月31日付け)で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、駐輪場・駐車場の確保が図られ改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。

②地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望する。

2. 検討の経緯

平成25年 9月 4日 意見照会書の受理
平成25年 9月 4日 委員会 占用許可施設の現地調査、申請者・河川管理者による概要説明
平成25年10月29日 委員会 河川管理者から占用許可申請説明書の説明
平成25年12月18日 委員会 委員による占用許可施設の審議
平成26年 1月14日 委員会 委員による占用許可施設の審議
平成26年 1月14日 委員会 委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書
平成21年3月31日付け意見書

以上